

成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和7年10月21日

社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

老健局 認知症施策・地域介護推進課

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理 (R4)
- ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
- ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- ・ 後見等事務報告書式の見直し (R7. 4開始)

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- ・ 受任者調整に関する手引きの作成
- ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置・専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

1

社会福祉法の見直しに関する 検討状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

(1) 新たな事業について (1 / 5)

現状・課題

- 現行の日常生活自立支援事業(以下「日自事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業である。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価されている。
- 日自事業の実利用者数は近年5万6千人程度で横ばいとなっており、一部の社協では待機者(※)も見受けられる状況である。
(※)令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協)によれば、①「利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース」があると回答した社協は12.3%、②「初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面談を行ってから2か月以上契約に至っていないケース」があると回答した社協は12.5%であった。
- また、日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況に課題を感じている社協(※)も見受けられる状況である。
(※)前述の全社協調査によれば、専門員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は37.3%、生活支援員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は49.4%であった。
- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ(※)では、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(以下「新事業」という。)を法に位置づける必要があるとされているが、新事業の検討に当たっては、日自事業の実施体制等についても勘案する必要がある。

2 社会保障審議会福祉部会における検討

(1) 新たな事業について (2 / 5)

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料(一部改変)

(※)地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ(令和7年5月28日) (抜粋)

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

○ このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。

- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

(1)新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【対応の方向性】

○ このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。

- ・身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支える支援策(日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など)について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ(再掲)、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

2 社会保障審議会福祉部会における検討

(1) 新たな事業について (3 / 5)

論点

○ 現行の日自事業の実施体制等や、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな事業に関し、以下の点についてどのように考えるか。

【1. 趣旨】

○ 新たな事業の趣旨は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

【2. 対象者】

○ 新たな事業の対象者は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活を続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ なお、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることはできないのではないかと

【3. 無低事業の要件】

○ 新たな事業の無低事業の要件は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられないか

(1) 新たな事業について (4 / 5)

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な者や身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することとしてはどうか。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・定期連絡等の定期的な見守り
- ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

○ 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・入院費用の支払代行

○ 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・公共料金の収受機関等への連絡

○ 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない

○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2 社会保障審議会福祉部会における検討

(1) 新たな事業について (5 / 5)

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料(一部改変)

【5. 契約締結】

○ 新たな事業の契約締結は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

○ 新たな事業の利用料は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
- ・ 利用料については、各地の最低賃金や新事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定

【7. 実施主体】

○ 新たな事業の実施主体は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

○ 新たな事業のチェック体制は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日常生活自立支援事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

(2) 中核機関の位置付け等について (1 / 5)

現状・課題①

◆中核機関の整備の現状とその課題への対応

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、国に「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことを求めている、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり（令和6年4月1日現在）、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村（約9%）についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

◆成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、本年6月に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

(2) 中核機関の位置付け等について (2 / 5)

現状・課題②

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和7年3月)

本年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が取りまとめられた。

同報告書では、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」旨の指摘がされている。

○ 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ(令和7年5月)

本年5月、『「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ』において、以下の事項について法令上の規定の整備を検討すべきである旨の取りまとめがされた。

- ・ 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
- ・ 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
- ・ 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。

○ 規制改革実施計画(令和7年6月)

本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討し、令和7年度に結論を出し、結論を得次第、所要の措置を講ずべきとの方針が示された。

(2) 中核機関の位置付け等について (3 / 5)

論点①

○ 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下とすることについてどのように考えるか。

【市町村における業務の整理・明確化】

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、)市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(注1・2)。

(注1)個別の事案に応じた様々な対応が考えられるが、家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支える権利擁護支援チームの形成を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していない場合にはその旨を回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。

(注2)現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能であることに鑑みると、今後、家庭裁判所と市町村・中核機関の間でやり取りが生じる蓋然性は高いとも考えられる。

- ② 成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の㊦㊧に掲げる各業務を実施するよう努める。

㊦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務(注3)

㊧ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う業務(会議体の運営等)

(注3)業務㊦は、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能(「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」)を念頭に置いたものである。

(2) 中核機関の位置付け等について (4 / 5)

論点②

【中核機関の位置付け等】

- ③ 家庭裁判所からの意見照会への対応(前記①)、及び前記②㊦・①の各業務を実施する機関として、市町村は、「権利擁護支援推進センター」(注4～6)を設置することができる(個人情報扱うため、同センターの職員には守秘義務を課す。)。

(注4)中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめを踏まえた提案である。

(注5)市町村は「権利擁護支援推進センター」を委託して設置することもできるほか、広域単位での設置も可能である。

(注6)単独で「権利擁護支援推進センター」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

- ④ 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(注7)を行うための会議体を設置することができる(個人情報扱うため、同会議体の構成員には守秘義務を課す。)。

(注7)地域の実情等に応じ、個別事案に関する支援方針の検討のみならず、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための方策等を取り扱うこととすることも可能である。

① （今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

②㊦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。

②㊧ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。

(注) 権利擁護支援推進センターを設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。

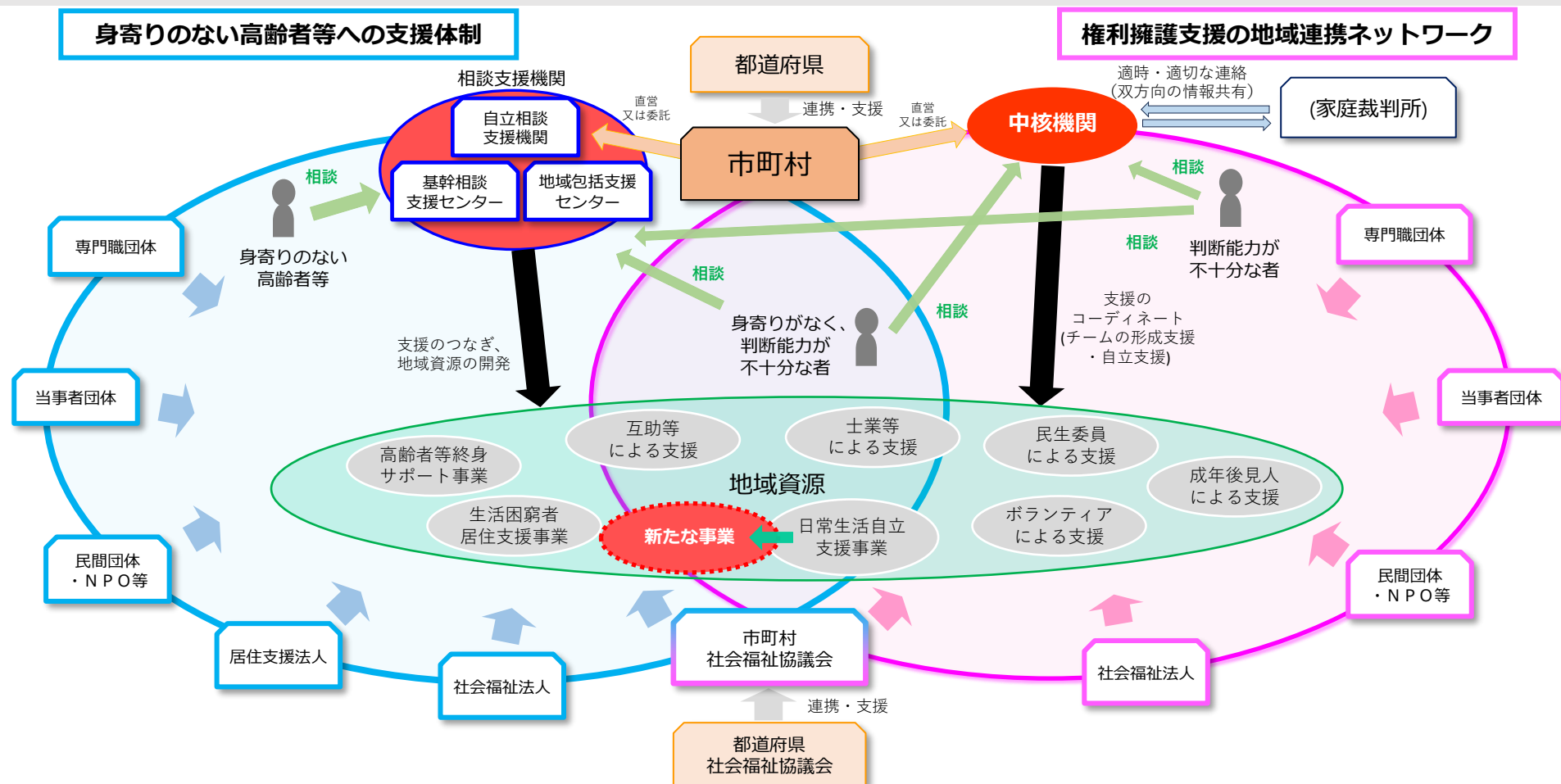


(3) 市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

身寄りのない高齢者等への支援体制

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



2

令和 7 年度調査研究事業について

ひと、くらし、みらいのために

地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究

事業名：令和7年度 社会福祉推進事業 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業
事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

(1) 目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの支援機能として「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」の3つの機能、中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりの方向性が示され、地域連携ネットワークづくりに向けた取組が全国各地で進められている。
- 他方、「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」によれば、令和6年4月時点で中核機関を整備している自治体は1,187自治体（68.2%）にとどまっているほか、中核機関整備済み自治体であっても「権利擁護支援チームの形成支援機能」や「権利擁護支援チームの自立支援機能」に関する取組状況にはばらつきがみられ、中間検証でも指摘がされているところである。
- そこで、中核機関における受任調整や苦情対応等に関する取組の実態を調査し、課題の整理・分析を行うとともに、更なる権利擁護支援チームの体制づくりの推進に向けた対応策等について検討を行うことを目的とする。

(2) 主な調査内容

- ア 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するアンケート調査（目的：実態及び課題把握）
- イ 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するヒアリング調査（目的：取組と体制整備の推進に向けた基礎資料の収集）
- （ア） 取組や体制整備が進んでいる市町村・中核機関・都道府県向けヒアリング調査
- （イ） 取組や体制整備の推進が困難な市町村向けヒアリング調査
- ウ 苦情を含む相談に関するヒアリング調査（目的：苦情防止と対応のスキームの検討等）

(3) 検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

- 岩屋口 智栄（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事）
- ◎上山 泰（新潟大学 法学部 教授）
- 住田 敦子（特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センターあすライツ センター長）
- 住吉 美保（宮崎県 福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室 主査）
- 十河 真子（社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉部長）
- 谷川 ひとみ（福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー）
- 永田 祐（同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授）
- 羽根 一誠（白浜町民生課 地域包括支援センター 社会福祉士）
- 福島 健太（日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長
PASネット 理事長 全国権利擁護支援ネットワーク 共同代表）
- 山口 英之（春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター 主事）

(4) 今後の予定

- 10月1日 第1回検討委員会（開催済）
- 10月～12月 アンケート調査
- 10月～12月 ヒアリング調査
- 翌2月上旬頃 第2回検討委員会
- 翌3月上旬頃 第3回検討委員会
- 年度内 報告書とりまとめ

新たな第二種社会福祉事業の契約締結に必要な判断能力の程度及びその評価方法の整理に関する調査研究

事業名：令和7年度 厚生労働省委託事業 成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式
事業実施団体：株式会社 日本総合研究所

(1) 目的

- 本年5月に公表された地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめでは、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を法に位置づける必要がある旨の指摘がされた。
- これを踏まえ、本年9月8日に開催された第29回社会保障審議会福祉部会では、新たな第二種社会福祉事業について、「㊦日常生活支援」に加え、「㊧入院・入所等の手続支援」と「㊨死後事務の支援」の少なくとも一方を実施する事業とすること等が提案されている。
- 社会保障審議会福祉部会において検討中ではあるものの、新たな第二種社会福祉事業の各支援メニュー（㊦～㊨）について、それぞれの契約を締結するために必要となる本人の判断能力がどの程度であるか等について検討を行い、事業の制度設計に活かすことを目的とする。

(2) 主な検討事項

- ア 「㊦日常生活支援」「㊧入院・入所等の手続支援」「㊨死後事務の支援」について必要な判断能力等の検討
- イ 実務的に検討を深めていく必要がある点の整理

(3) 検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

- 五十嵐 禎人 (千葉大学 社会精神保健教育研究センター 教授)
- 大澤 彩 (法政大学 法学部 教授)
- ◎ 上山 泰 (新潟大学 法学部 教授)
- 熊谷 士郎 (青山学院大学 法学部 法学科 教授)
- 永田 祐 (同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授)
- 海野 芳隆 (静岡県社会福祉協議会 生活支援部権利擁護課 課長)
- 鈴木 裕美 (山形市社会福祉協議会 山形市成年後見センター センター長)
- 山城 一真 (早稲田大学 法文学部 法学部 教授)
- 山本 繁樹 (立川市社会福祉協議会 総合相談支援課 課長)
- 吉田 時成 (福岡市社会福祉協議会 相談支援課あんしん生活支援センター 終活サポートセンター 所長)

(4) 今後の予定

- ・ 9月30日 第1回検討委員会（開催済）
- ・ 11月頃 第2回検討委員会
- ・ 12月～翌1月頃 第3回検討委員会
- ・ 翌1月～2月頃 第4回検討委員会
- ・ 年度内 報告書とりまとめ

障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究事業

事業名：令和7年度 障害者総合福祉推進事業 障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究
事業実施団体：PwCコンサルティング合同会社

(1) 目的

- 現在、法務省の法制審民法部会において成年後見制度の見直しが進められている。その内容は、適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにすることや、一定の期間制の制度とすること、本人の状況に合わせて交代可能とすることなどが検討されており、これらの見直しに対応するためには、成年後見制度以外の意思決定支援や権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- 成年後見制度の見直しや令和9年度障害福祉サービス等報酬改定の検討に向けて、障害者の意思決定支援・権利擁護の更なる推進のための課題の把握を行い、効果的な推進方策の検討等を行うことを目的とする。

(2) 主な調査内容

以下の事項に関して、検討委員会（必要に応じてワーキンググループを設置）で検討を行いながら、調査・ヒアリング等により課題を把握した上で、意思決定支援・権利擁護の効果的な推進方策の検討等を行い、報告書等の成果物を作成する。

ア「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省、平成29年発出）の見直しに関する検討
イ 施設・事業所による適切な金銭管理支援等に関する検討

(3) 検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

岩上 洋一	(一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク代表理事)
大垣 勲男	(公益財団法人日本知的障害者福祉協会 理事)
長田 和也	(特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク 理事)
片桐 公彦	(社会福祉法人みんなで生きる 理事)
川端 伸子	(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事)
白江 浩	(全国身体障害者施設協議会 会長)
◎曾根 直樹	(日本社会事業大学 客員教授)
立原 麻里子	(一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 副会長)
谷口 泰司	(関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授)
富岡 貴生	(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事)
福島 龍三郎	(社会福祉法人はる 理事長)
松浦 俊之	(神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室 当事者目線障害福祉グループ 副主幹)
水島 俊彦	(日本司法支援センター(法テラス) 本部 常勤弁護士)
森下 浩明	(社会福祉法人みなと舎 理事長)

(4) 今後の予定

- 8月7日 第1回検討委員会（開催済）
- 9月22日 第2回検討委員会（開催済）
- 10月～12月 ヒアリング調査
- 翌2月頃 第3回検討委員会

地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業

事業名：令和7年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業
事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

（１）目的

- 全国どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人への支援体制を確保し、適切な支援につなげるには、多様な主体が権利擁護の担い手として存在し、活躍するための取組がなされ、支援体制が整えられる必要がある。
- 一方、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書では、専門職後見人と比較して、市民後見人や法人後見の実施団体による受任件数は低調であること、市民後見人以外の活躍の場が少ないこと、法人後見実施団体の担い手が少ないこと等が指摘されている。
- 以上を踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた実態把握、取組推進のための課題の整理・分析、対応策の検討、好事例の収集や「法人後見ガイドライン」の作成・提案を行い、取組の推進を図ることを目的として、調査研究を行う。

（２）主な調査内容

- ア 「地域の権利擁護の担い手（市民後見人等）の育成、活躍の促進に向けた調査」
（都道府県及び市区町村を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施）
- イ 「法人後見の担い手の育成に向けた調査」（法人後見実施団体を対象に、ヒアリング調査を実施）
- ウ 上記 ア に関し、市民後見人等の育成や活躍促進に係る、自治体における好事例を収集するほか、
イ に関して、望ましい法人後見のあり方等を示すガイドライン作成に向けた留意事項等の整理を行う。
- ※ この他、成年後見制度利用支援事業のあり方についても、昨年度老健事業の結果を踏まえた有識者等による更なる検討を予定

（３）検討委員会

検討中

- ※ 追加公募により、9月上旬に事業実施団体が決定。
現在、事業実施団体とも調整の上、委員候補者に個別に打診を行っているところ。

（４）今後の予定

- ・ 11月 第1回検討委員会
- ・ 11月 作業部会（利用支援事業関係）
- ・ 11～12月 アンケート調査、ヒアリング調査実施
- ・ 翌2月 第2回検討委員会
- ・ 翌3月 第3回検討委員会、報告書とりまとめ

参考資料

- ・ 令和 8 年度予算概算要求について

令和8年度概算要求額 9.6 億円（7.0 億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**K P Iの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

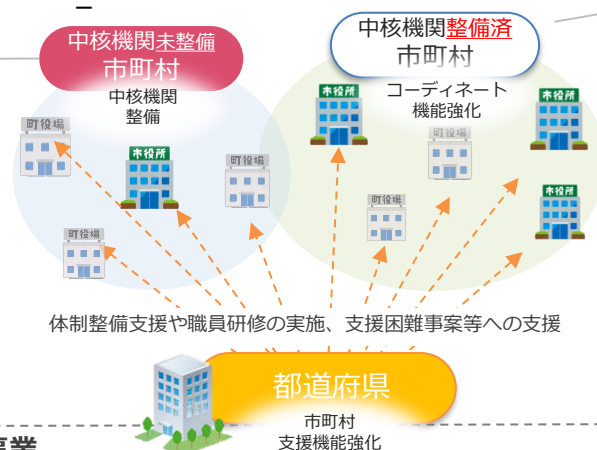
〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉600千円

〈補助率〉1/2

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村）

事業の実施・関係性のイメージ



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉1,000千円/取組〈補助率〉1/2

- 【加算】① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
③ 広域連携の実施
④ **【新】意思決定支援の確保を図る取組**

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）

〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）

2：10,000千円

3：5,000千円

〈補助率〉1/2

- 1：【必須】①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

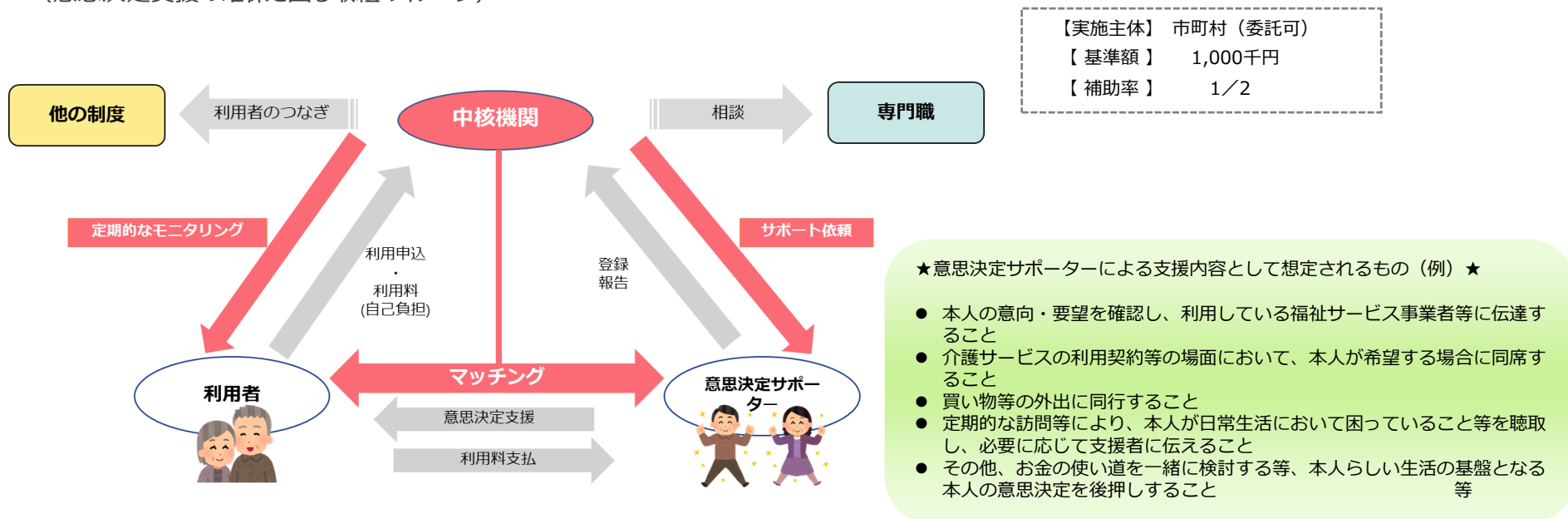
- 2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- 3：**【新】虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組**

(参考) 意思決定支援の確保を図る取組 (中核機関コーディネート機能強化事業)

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的**であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。
 - なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



令和8年度概算要求額 1.4 億円（0.9 億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）
 ＜基準額＞ ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 ＜補助率＞ 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体

都道府県社協



意思決定支援
研修の実施

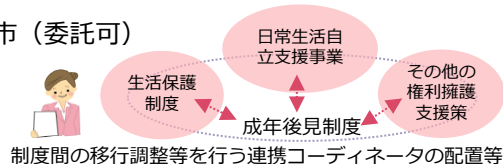


対応カアップ

○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

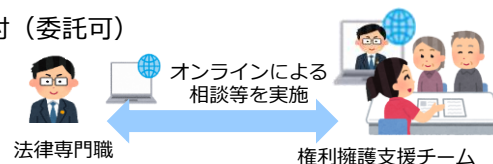
＜実施主体＞ 都道府県、指定都市（委託可）
 ＜基準額＞ 5,000千円
 ＜補助率＞ 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）
 ＜基準額＞ 300千円
 ＜補助率＞ 1/2



令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。
※福祉サービス利用援助事業
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）日常生活自立支援事業

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

（2）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

<実施主体> 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

<基準額> 【1】利用者数に応じて算定 【2】〔1の加算〕①・②のいずれか実施：3,000千円（※）、①・②両方実施：6,000千円（※）

<補助率> 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

※委託先の取組に応じ加算

成年後見制度利用促進関係予算（令和8年度予算概算要求）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ● <u>成年後見制度利用促進体制整備推進事業</u> 9.6億円（7.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ● <u>互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業</u> 1.4億円（0.9億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.5億円（0.5億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円（1.0億円）	—	—
新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備		○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円（23百万円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円（97億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,908億円（1,800億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—		○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
日常生活自立支援事業		● <u>日常生活自立支援事業及び身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組</u> 46億円（38億円）		